

人間環境大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 28 年 5 月 18 日

学長制定

大学における学術研究は、真理を探究し、叡智を結集することにより社会の発展に寄与することが求められる。公的研究費※1によりこれらの学術研究が支えられている。

そこで、人間環境大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理を目的として、文部科学省制定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、行動規範を定める。学術研究の信頼性と公正性が担保され、研究を自律的に遂行する上での共通指針として、本学の全ての構成員※2は、社会的な責任を自覚し、本行動規範を誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、公的研究費の原資が国民の税金等による支援であり、本学が管理責任を有する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の使用に際し、関係法令、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 構成員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
4. 構成員は、相互の理解をもって連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の使用に際し、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないように、公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識を修得し、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

※1 公的研究費とは、競争的研究資金（国、政府系関係機関、地方自治体、独立行政法人などから交付される研究費）、民間団体等研究助成金、寄附金、共同研究、受託研究、運営費交付金対象事業費等をいう。

※2 構成員とは、本学に所属する非常勤を含む、教員、事務職員、研究生、研究補助員、大学院生、学部学生など公的研究費の使用に携わるすべての者をいう。